

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成17年松江市条例第242号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(大掃除の実施)

第2条 法第5条第3項の規定による大掃除の実施については、実施の日割及び区域を公表する。

2 建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、前項の実施日に、次に掲げるところにより大掃除をしなければならない。

- (1) 建物内外の不潔箇所を掃除し、床下等湿気の多い箇所を乾燥させること。
- (2) 室内の通気を良くし、畳、敷物等を屋外で乾燥させること。
- (3) 下水溝及び便所を掃除し、ねずみ、昆虫等が発生しないようにすること。
- (4) 掃除により集めた廃棄物を指定する場所に運搬すること。

(便槽の基準)

第3条 条例第5条に規定する便槽は、次の基準によるものとする。

- (1) し尿が漏れ、地下水が浸透し、又は雨水が流入しないものとする。
- (2) くみ取口は、密閉できる蓋を設けること。
- (3) 容積は、おおむね1箇月以上貯留できるものとする。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、収集作業を困難にしないものとする。

(多量の一般廃棄物)

第4条 法第6条の2第5項の規定により、市長が、運搬すべき場所及び方法を指示することができる多量の一般廃棄物は、次のとおりとする。

- (1) ごみ、粗大ごみ 1日平均 5キログラム以上
- (2) し尿 1日平均 1.8キロリットル以上

2 前項第1号の廃棄物は、破砕、圧縮等あらかじめ前処理に努め、搬入しなければならない。

(ごみ容器等)

第5条 条例第7条に規定するごみ容器は、特別の事情のある場合を除き、市長が定める容器でなければならない。

2 前項に定める容器のうち、家庭用のごみ容器については、別表のとおりとする。

3 第1項に定める容器のうち、事業所用のごみ容器については、別に定めて告示する。

(処理券)

第6条 条例第18条第2項の規定による処理券(様式第1号)は、現金と引換えに交付する。

2 前項の処理券は、廃棄物の処理を受けたとき、当該係員に提出しなければならない。

3 前項において、処理券に不足が生じたときは、当該係員は、し尿処理券納付請求書(様式第1号の2。次項において「請求書」という。)を交付するものとする。

4 前項の請求書を交付された者は、不足分を処理券で速やかに提出しなければならない。

5 前項の規定により処理券が提出されたときは、し尿処理券受領書(様式第1号の3)を交付するものとする。

(手数料の納付方法の認定申請等)

第6条の2 条例第18条第2項に規定する市長の認定を受けようとする者は、し尿処理手数料納付方法認定申請書(様式第1号の4)を市長に提出しなければならない。

2 条例第18条第2項の認定は、次の要件を満たす者について行うものとする。

- (1) 法人であること。
- (2) 主たる事務所の所在地以外にし尿処理対象施設(仮設を含む。)が複数あること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、適正な納付のために必要なものとして市長が定める基準を満たすこと。

3 第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 対象施設の位置図
- (2) 法人の登記事項証明書

4 市長は、第1項の規定による申請に対しこれを認定したときは、し尿処理手数料認定事業者通知書(様式第1号の5)を交付する。

5 前項の規定により認定を受けた事業者は、認定を受けた事項について異動があったときは、速やかにし尿処理手数料認定事業者異動届(様式第1号の6)を市長に提出しなければならない。

6 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、し尿処理手数料認定事業者取消通知書(様式第1号の7)を交付し、認定を取り消すことができる。

- (1) 第2項の基準を満たさなくなったとき。
- (2) し尿処理手数料を納期限までに納付しなかったとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が認定の取消しが必要と認めたとき。

(処理券の売りさばき事務委託)

第7条 市長は、必要と認めるときは、処理券の売りさばき事務を委託することができる。

2 市長は、処理券の売りさばき事務を委託する場合は、収納金及び処理券の取扱い、危険負担等必要な事項を内容とする契約を締結するものとする。

3 処理券の売りさばき事務委託者は、原則として毎月1回、処理券の売りさばき代金を集計し、現金払込書(様式第1号の8)に添えて松江市指定金融機関、松江市指定代理金融機関又は松江市収納代理金融機関に払い込まなければならない。

4 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第3項の規定による計算書は、前項に規定する現金払込書に記載することにより兼ねるものとする。

(手数料の減免申請等)

第8条 条例第12条の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、手数料の減額又は免除を認めるときは、当該申請者に対し、一般廃棄物処理手数料減免決定通知書(様式第3号)と一般廃棄物減免処理券(様式第4号)を交付する。

3 前項の規定により交付した一般廃棄物減免処理券は、他に譲渡してはならない。

4 前項の規定に違反して譲渡した一般廃棄物減免処理券は、無効とし、違反者に対しては、減額又は免除の取扱いを中止する。

(一般廃棄物処理業の許可申請)

第9条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書(様式第5号の2)を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可基準)

第10条 一般廃棄物処理業(市長が別に定めるものを除く。)の許可基準は、法第7条第5項各号又は第10項各号の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 申請者が法人の場合には、その事務所が市内にあること。

(2) 申請者が個人の場合には、その住所が市内にあること。

(3) 業務を遂行するに足る設備、機材が市内にあること。

2 前項に定めるもののほか、許可基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一般廃棄物処理業の許可条件)

第11条 第9条の申請に係る許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は環境衛生上必要な条件を付するものとする。

2 前項の許可は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 前項の更新は、期間満了前15日までに第9条に定める手続により行わなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可証の交付等)

第12条 市長は、第9条の規定による申請に対し、これを許可したときは、一般廃棄物処理業許可証(様式第6号)を交付する。

2 一般廃棄物処理業許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 一般廃棄物処理業許可証は、事務所又は事業場に掲示しなければならない。

(一般廃棄物処理業の休業及び廃業)

第13条 一般廃棄物処理業の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)は、その営業を1週間以上休業しようとするときはその5日前までに、廃業しようとするときはその30日前までに、様式第7号により市長に届け出なければならない。

第14条 削除

(処理従業員の証票)

第15条 一般廃棄物処理業者は、その従業員で廃棄物の収集、運搬又は処分に従事するものについては、その住所、氏名及び生年月日を市長に届け出なければならない。

2 一般廃棄物処理業者は、前項の従業員に対して証票(様式第8号)を交付しなければならない。

3 前項の証票は、従業員が作業するときは、必ず携帯しなければならない。

(一般廃棄物処理業者の遵守事項)

第16条 一般廃棄物処理業者は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条に定める基準によるほか、次の事項を守らなければならない。

(1) くみ取り作業は、ポンプ車で行うこと。

(2) 災害及び感染症の発生等の理由で、収集、運搬及び処分を拒んではならない。

(3) 廃棄物取扱い自動車は、見やすいところに許可標識(様式第9号)を取り付けること。

(浄化槽清掃業の許可申請)

第17条 浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業(以下「清掃業」という。)の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 許可期間の満了後も引き続き清掃業を行おうとする者は、期間満了前15日までに前項に定める手続をしなければならない。ただし、浄化槽法施行以前に受けた許可については、その限りでない。

(浄化槽清掃業の許可条件)

第18条 前条の申請に係る許可には、3年以内の許可期間を定め、環境衛生上必要な条件を付するものとする。

(設備、器材等の検査)

第19条 市長は、清掃業の業務を遂行するに必要な設備、器材及び能力が環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第11条の基準に適合するか否か検査を行い、検査に合格したときは、設備器材検査済証(様式第11号)を交付するものとする。

2 前項の検査は、許可申請のあったときのほか、毎年3月及び市長が必要と認めるときに行う。

3 検査済証は、所定の箇所に掲示しなければならない。

(清掃業の許可証の交付等)

第20条 市長は、第17条の規定による申請に対しこれを許可したときは、浄化槽清掃業許可証(様式第12号)を交付する。

2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項の浄化槽清掃業許可証について準用する。

(清掃業の休業及び廃業等)

第21条 第13条、第15条及び第16条の規定は、清掃業の許可を受けた者(以下「清掃業者」という。)について準用する。

(終末処理の指定)

第22条 清掃業者は、浄化槽の清掃によって汚泥をくみ取ったときは、市長の指示する場所に運搬し、処分しなければならない。

(報告の徴収)

第23条 一般廃棄物処理業者は、一般廃棄物処理状況報告書(様式第13号)を、清掃業者は、浄化槽清掃契約月報(様式第14号)を翌月の5日までに、浄化槽清掃報告書(様式第15号)は清掃後直ちに市長に報告しなければならない。

2 一般廃棄物処理業者及び清掃業者は、前項に定めるもののほか、市長が必要と認める事項に関し報告しなければならない。

(異動の届出)

第24条 一般廃棄物処理業者及び清掃業者は、許可を受けた事項について異動があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(誓約書)

第25条 一般廃棄物処理業者及び清掃業者は、市長に対し誠実に業務を行う旨の誓約書(様式第16号)を提出しなければならない。

(同業団体の届出)

第26条 一般廃棄物処理業者及び清掃業者は、同業組合を設立したときは、組合契約及び組合員名簿を添えて市長に届け出なければならない。

(一般廃棄物処理施設設置許可申請書等)

第27条 次の各号に掲げる申請書等は、それぞれ当該各号に定める様式による。

(1) 法第8条第2項に規定する申請書 一般廃棄物処理施設設置許可申請書(様式第17号)

(2) 省令第4条の4第1項に規定する申請書 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(様式第18号)

(3) 省令第4条の4の2に規定する申請書 一般廃棄物処理施設定期検査申請書(様式第19号)

(4) 省令第4条の17に規定する報告書 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(様式第20号)

(5) 省令第5条の3第1項に規定する申請書 一般廃棄物処理施設変更許可申請書(様式第21号)

(6) 省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2第1項に規定する届出書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第22号)

(7) 省令第5条の5第1項及び第5条の10第1項に規定する届出書 一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書(様式第23号)

(8) 省令第5条の5の2第1項及び第5条の10の2第1項に規定する申請書 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(様式第24号)

(9) 省令第5条の5の5第1項に規定する申請書 一般廃棄物の熱回収施設設置者認定申請書(様式第25号)

(10) 省令第5条の5の10第1項に規定する届出書 一般廃棄物の熱回収施設休廃止等届出書(様式第26号)

(11) 法第9条の3第1項の規定による届出書 一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第27号)

(12) 省令第5条の8第1項に規定する届出書 一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第28号)

(13) 省令第5条の10の3に規定する協議書 非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置協議書(様式第29号)

(14) 法第9条の3の3第1項の規定による届出書 非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第30号)

- (15) 省令第5条の10の10に規定する届出書 非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第31号)
- (16) 省令第5条の10の12に規定する届出書 非常災害に係る一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第32号)
- (17) 省令第5条の11第1項に規定する申請書 一般廃棄物処理施設/譲受け/借受け/許可申請書(様式第33号)
- (18) 省令第5条の12第1項に規定する申請書 一般廃棄物許可施設設置者/合併/分割/認可申請書(様式第34号)
- (19) 省令第6条第1項に規定する届出書 一般廃棄物許可施設設置者相続届出書(様式第35号)
- (20) 法第15条の2の5に規定する届出書 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例届出書(様式第36号)
- (21) 省令第12条の7の17第5項に規定する届出書 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例/変更/廃止/届出書(様式第37号)
(廃棄物処理施設の設置許可証等)

第28条 市長は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設/設置/変更/許可証(様式第38号)を交付するものとする。

- 2 市長は、法第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査を受けた一般廃棄物処理施設が前条第1号の申請書に記載した位置、構造等の設置に関する計画に適合していると認めたとき、又は法第15条の2第5項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査を受けた産業廃棄物処理施設が法第15条第2項の申請書に記載した位置、構造等の設置に関する計画に適合していると認めたときは、/一般廃棄物/産業廃棄物/処理施設検査済証(様式第39号)を交付するものとする。
- 3 市長は、法第8条の2の2第1項の規定による検査を行ったときは、一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書(様式第40号)を交付するものとする。
- 4 市長は、法第9条第5項(法第9条の3第11項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による確認を行ったとき、又は法第15条の2の6第3項において読み替えて準用する法第9条第5項の規定による確認を行ったときは、/一般廃棄物/産業廃棄物/最終処分場廃止確認済証(様式第41号)を交付するものとする。
- 5 市長は、法第9条の2の4第1項の規定による認定をしたときは、一般廃棄物の熱回収施設設置者認定証(様式第42号)を交付するものとする。
- 6 市長は、法第9条の3第4項ただし書(同条第9項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物処理施設の設置又はその施設の変更の届出の内容が相当であると認めたときは、一般廃棄物処理施設/設置/変更/届出確認書(様式第43号)を交付するものとする。
- 7 市長は、法第9条の3の2第1項の規定による同意をしたときは、非常災害に係る一般廃棄物処理施設同意書(様式第44号)を交付するものとする。
- 8 市長は、法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する法第9条の3第4項ただし書(同条第9項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置又はその施設の変更の届出の内容が相当であると認めたときは、非常災害に係る一般廃棄物処理施設/設置/変更/届出確認書(様式第45号)を交付するものとする。
- 9 市長は、法第9条の5第1項の規定による許可をしたとき、又は法第15条の4において読み替えて準用する法第9条の5第1項の規定による許可をしたときは、/一般廃棄物/産業廃棄物/処理施設/譲受け/借受け/許可証(様式第46号)を交付するものとする。
- 10 市長は、法第9条の6第1項の規定による認可をしたとき、又は法第15条の4において読み替えて準用する法第9条の6第1項の規定による認可をしたときは、/一般廃棄物/産業廃棄物/許可施設設置者/合併/分割/認可証(様式第47号)を交付するものとする。
- 11 市長は、法第9条の7第2項の規定による届出を受理したとき、又は法第15条の4において準用する法第9条の7第2項の規定による届出を受理したときは、/一般廃棄物/産業廃棄物/許可施設設置者相続届出受理書(様式第48号)を交付するものとする。
- 12 市長は、法第15条の2の5の規定による届出を受理したときは、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例届出受理書(様式第49号)を交付するものとする。
- 13 市長は、省令第12条の7の17第5項の規定による変更の届出を受理したときは、前項の受理書に当該変更に係る事項を追記の上交付するものとする。
(産業廃棄物再生利用業個別指定の申請等)

第29条 省令第9条第2号又は第10条の3第2号に規定する指定(以下「産業廃棄物再生利用業個別指定」という。)を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、産業廃棄物再生利用業個別指定申請書(様式第50号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請が、次の各号に掲げる指定の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合していると認めたときは、産業廃棄物再生利用業個別指定を行うものとする。
 - (1) 省令第9条第2号に規定する収集又は運搬(以下「再生輸送」という。)に係る産業廃棄物再生利用業個別指定 次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ア 再生利用されることが確実な産業廃棄物(以下この項において「対象産業廃棄物」という。)について、その排出事業者から再生輸送の委託を受ける者であること。
- イ 再生輸送の用に供する施設及び申請者の能力が、省令第10条各号に掲げる基準に適合すること。
- ウ 申請者が再生輸送について排出事業者から代金を受領する場合は、その代金が当該再生輸送に要する費用を超えないこと。
- エ 再生輸送により生活環境保全上の支障が生じないこと。
- オ 申請者が、法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- (2) 省令第10条の3第2号に規定する処分(以下「再生活用」という。)に係る産業廃棄物再生利用業個別指定次に掲げる要件を全て満たすこと。
- ア 対象産業廃棄物について、その排出事業者から処分の委託を受ける者であること。
- イ 再生活用の用に供する施設及び申請者の能力が、省令第10条の5各号に掲げる基準に適合すること。
- ウ 排出事業者から引き取られた対象産業廃棄物の大部分が再生の用に供されること。
- エ 申請者が再生活用について排出事業者から代金を受領する場合は、その代金が当該再生活用に要する費用を超えないこと。
- オ 再生活用の過程において生ずる廃棄物の処理を適切に遂行できること。
- カ 排出事業者との間で対象産業廃棄物の再生活用に係る取引関係が確立しており、かつ、その取引関係に継続性があること。
- キ 再生活用により生活環境保全上の支障が生じないこと。
- ク 申請者が、法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- 3 市長は、産業廃棄物再生利用業個別指定をしたときは、産業廃棄物再生利用業個別指定証(様式第51号。以下「指定証」という。)を交付するものとする。
- 4 産業廃棄物再生利用業個別指定の有効期間は、1年とする。
(変更指定の申請等)
- 第30条 産業廃棄物再生利用業個別指定を受けた者(以下「再生利用業個別指定業者」という。)は、その指定に係る事業の範囲を変更しようとするときは、産業廃棄物再生利用業個別指定変更指定申請書(様式第52号)を市長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 前項による変更後の指定の有効期間は、従前の指定の残存期間とする。
(変更の届出等)
- 第31条 再生利用業個別指定業者は、その指定に係る次に掲げる事項を変更したときは、当該変更をした日から10日以内に、産業廃棄物再生利用業個別指定変更届出書(様式第53号)を市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事務所及び事業場の所在地
- (3) 再生利用の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び能力
- (4) 再生利用の用に供する施設の方式、構造及び設備の概要
- (5) 再生利用の方法
- (6) 再生利用に係る取引の計画
- (7) 事業開始の予定年月日
- 2 再生利用業個別指定業者がその指定に係る事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から10日以内に、産業廃棄物再生利用業個別指定廃止届出書(様式第54号)を市長に提出しなければならない。
(再生利用業個別指定の取消し)
- 第32条 市長は、再生利用業個別指定業者が第29条第2項に定める基準に適合しなくなったときは、産業廃棄物再生利用業個別指定を取り消すことができる。
(再生利用業個別指定業者に係る報告書の徴収)
- 第33条 再生利用業個別指定業者は、有効期間の満了日の属する月の翌月末までに、その指定に係る産業廃棄物の再生輸送又は再生活用の実績を、産業廃棄物再生利用実績報告書(様式第55号)により市長に提出しなければならない。
(欠格要件に係る届出書)
- 第34条 次の各号に掲げる届出書は、それぞれ当該各号に定める様式による。
- (1) 省令第10条の10の3、第10条の10の3の2第1項、第10条の24又は第10条の24の2第1項に規定する届出書 欠格要件に係る届出書(様式第56号)
- (2) 省令第5条の5の3、第5条の5の3の2第2項、第12条の11の3又は第12条の11の3の2第1項に規定する届出書 欠格要件に係る届出書(様式第57号)
- (産業廃棄物処理業者等に係る実績報告書の徴収)
- 第35条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める様式により、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分の実績を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 産業廃棄物収集運搬業者(松江市内のみにおいて収集運搬の許可を受けたものに限る。) 産業廃棄物収集運搬業実績報告書(様式第58号)
- (2) 産業廃棄物処分業者 産業廃棄物処分業実績報告書(様式第59号)
- (3) 特別管理産業廃棄物収集運搬業者(松江市内のみにおいて収集運搬の許可を受けたものに限る。) 特別管理産業廃棄物収集運搬業実績報告書(様式第60号)
- (4) 特別管理産業廃棄物処分業者 特別管理産業廃棄物処分業実績報告書(様式第61号)
(廃棄物処理施設に係る維持管理状況報告書の徴収)

第36条 次の各号に掲げる施設の設置者は、それぞれ当該各号に定める様式により、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の維持管理状況を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設である焼却施設 一般廃棄物処理施設(焼却施設)維持管理状況報告書(様式第62号)
- (2) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設(焼却施設を除く。) 一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設)維持管理状況報告書(様式第63号)
- (3) 法第8条第1項に規定するし尿処理施設 一般廃棄物処理施設(し尿処理施設)維持管理状況報告書(様式第64号)
- (4) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場 一般廃棄物処理施設(最終処分場)維持管理状況報告書(様式第65号)
- (5) 法第9条の2の4第1項の認定を受けた一般廃棄物の熱回収施設 一般廃棄物の熱回収施設に係る熱回収報告書(様式第66号)
- (6) 政令第7条第3号、第5号、第8号、第12号又は第13号の2に規定する焼却施設 産業廃棄物処理施設(焼却施設)維持管理状況報告書(様式第67号)
- (7) 政令第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場 産業廃棄物処理施設(最終処分場)維持管理状況報告書(様式第68号)
- (8) 前2号に掲げるもの以外の産業廃棄物処理施設 産業廃棄物処理施設(中間処理施設)維持管理状況報告書(様式第69号)
(最終処分場埋立終了届出台帳)

第37条 法第19条の12第1項に規定する台帳は、最終処分場埋立終了届出台帳(様式第70号)によるものとする。
(最終処分場埋立終了届出台帳の閲覧)

第38条 法第19条の12第3項の規定による閲覧の請求は、最終処分場埋立終了届出台帳閲覧申請書(様式第71号)により行わなければならない。

2 前項の閲覧の場所は、松江市環境保全部廃棄物対策課とする。
(許可証等の再交付及び書換え交付)

第39条 法、政令、省令及びこの規則の規定による許可、認定、認可又は指定(以下「許可等」という。)を受け、許可証、認定証、認可証又は指定証(以下「許可証等」という。)の交付を受けた者のうち次に掲げる者は、許可証等を毀損し、汚損し、又は亡失したときは、許可証等再交付申請書(様式第72号)を市長に提出し、許可証等の再交付を申請することができる。

- (1) 一般廃棄物処理業者又は清掃業者
- (2) 法第8条第1項、第9条第1項、第9条の5第1項(法第15条の4において読み替えて準用する場合を含む。)、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可を受けた者
- (3) 法第9条の2の4第1項、第12条の7第1項若しくは第7項又は第15条の3の3第1項の規定による認定を受けた者
- (4) 法第9条の6第1項(法第15条の4において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による認可を受けた者
- (5) 省令第9条第2号又は第10条の3第2号の規定による指定を受けた者

2 次に掲げる者は、許可証等の記載事項に変更を生じたときは、許可証等書換え交付申請書(様式第73号)を市長に提出し、許可証等の書換え交付を受けなければならない。

- (1) 一般廃棄物処理業者
- (2) 法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項の規定による許可を受けた者
- (3) 省令第9条第2号又は第10条の3第2号の規定による指定を受けた者

3 第1項各号に掲げる者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに市長にその許可証等を返納しなければならない。

- (1) 許可証等の有効期間が満了したとき。
- (2) 許可証等の再交付を受けた後亡失した許可証等を発見したとき。
- (3) 許可等に係る事業を廃止したとき。
- (4) 許可等に係る事業の全部の停止を命じられたとき。
- (5) 許可等を取り消されたとき。
(申請書等の提出部数)

第40条 法、政令、省令及びこの規則により市長に提出する申請書等の提出部数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

- (1) 第27条第1号に規定する一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び同条第5号に規定する一般廃棄物処理施設変更許可申請書 1部(政令第5条の2に規定する一般廃棄物処理施設については、法第8条第5項に規定する生活環境の保全に関係がある市町村の数に1を加えた部数)
- (2) 法第15条第2項に規定する産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び省令第12条の9第1項に規定する産業廃棄物処理施設変更許可申請書 1部(政令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設については、法第15条第5項に規定する生活環境の保全に関係がある市町村の数に1を加えた部数)
- (3) その他の申請書等 1部
(雑則)

第41条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、法第7条第1項若しくは第6項又は浄化槽法第35条第1項の規定により松江市長、鹿島町長、島根町長、美保関町長、八雲村村長、玉湯町長、宍道町長又は八束町長が許可したものに対して交付した許可証については、第11条又は第20条の規定により交付したものとみなす。
(八束郡東出雲町の編入に伴う経過措置)
- 3 八束郡東出雲町の編入の日の前日までに、法第7条第1項若しくは第6項又は浄化槽法第35条第1項の規定により東出雲町長が許可したものに対して交付した許可証については、第11条又は第20条の規定により交付したものとみなす。
- 4 八束郡東出雲町の編入の際、東出雲町廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和47年東出雲町規則第3号)別表の規定によるごみ容器で現に残存するものは、別表に規定するごみ容器とみなす。

附 則(平成17年5月23日松江市規則第287号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日松江市規則第35号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日松江市規則第23号)

この規則は、平成20年2月1日から施行する。

附 則(平成22年10月1日松江市規則第40号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は平成23年4月1日から施行する。

(ごみ容器に関する準備行為)

- 2 この規則による改正後の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則別表に規定するごみ容器の販売は、第1条の規定の施行日前においても行うことができる。

(ごみ容器に関する経過措置)

- 3 第1条の規定の施行日前に購入したこの規則による改正前の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(以下「旧廃棄物処理規則」という。)別表に規定するごみ容器で、第1条の規定の施行の際現に残存するごみ容器は、第1条の規定の施行日後においても、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例附則第3項の規定による手数料の特例が適用される間(以下「手数料特例の適用期間」という。)は、次の各号に掲げるごみ容器の種別の区分に応じ、当該各号に定める一般廃棄物のごみ容器とみなす。

- (1) 旧廃棄物処理規則において燃やせるごみ容器として規定する容器 紙製容器包装ごみ及びプラスチック製容器包装ごみ
- (2) 旧廃棄物処理規則において燃やせないごみ容器として規定する容器 金属ごみ
- (3) 旧廃棄物処理規則においてリサイクル専用ごみ容器として規定する容器 紙製容器包装ごみ及びプラスチック製容器包装ごみ

附 則(平成23年3月31日松江市規則第2号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月29日松江市規則第42号)

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成25年3月18日松江市規則第6号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月20日松江市規則第59号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則別表の規定によるもやせるごみ45リットルの容器は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(平成25年松江市条例第60号)附則第2項の規定が適用される間、第1条の規定による改正後の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則別表に定めるもやせるごみ45リットルの容器とみなす。
- 3 この規則の施行日前に、第1条の規定による改正前の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則様式第1号の規定により発行された処理券は、次の処理券を併用することにより、改正後の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則様式第1号の処理券とみなす。

(表 面)

No. ○○○○○○		
し 尿 処 理 券		
50円 (10枚)		
(裏面に氏名を記入してください。)		
No. ○○○○○○		
し尿処理券10		
5円		
松	江	市
No. ○○○○○○		
し尿処理券9		
5円		
松	江	市

(裏 面)

町	
氏 名	
○収集の前後に検量してください。	

備考

- 1 縦約35ミリメートル、横約65ミリメートルとし、中央部に約12ミリメートル幅の水色線を引き、その他を白色とする。
- 2 裏面は、様式第1号と同様とする。
- 3 文字は、黒色とする。
- 4 処理券は、10枚続きとし、1枚区切毎にミシン目を入れる。

(し尿処理券に関する準備行為)

- 4 前項に規定する処理券の売りさばきは、この規則の施行日前においても行うことができる。

附 則(平成26年10月6日松江市規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年12月19日松江市規則第93号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月1日松江市規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月22日松江市規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月30日松江市規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年6月7日松江市規則第52号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(ごみ容器に関する準備行為)

- 2 この規則による改正後の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(以下「新廃棄物処理規則」という。)別表に規定するごみ容器の販売に必要な準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

(ごみ容器に関する経過措置)

- 3 この規則の施行日前に購入したこの規則による改正前の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(以下「旧廃棄物処理規則」という。)別表に規定するごみ容器で、この規則の施行の際現に残存するごみ容器は、平成31年3月31日までの間は、次の各号に掲げるごみ容器の種別の区分に応じ、当該各号に定める一般廃棄物のごみ容器とみなす。

(1) 旧廃棄物処理規則において燃やせるごみ容器として規定する容器 もやせるごみ

(2) 旧廃棄物処理規則において紙製容器包装ごみ及びプラスチック製容器包装ごみ容器として規定する容器
紙製容器包装資源及びプラスチック製容器包装資源

(3) 旧廃棄物処理規則において金属ごみ容器として規定する容器 金属資源

(処理券に関する経過措置)

- 4 この規則の施行日前に、旧廃棄物処理規則様式第1号の規定により発行された処理券は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則(平成25年松江市規則第59号)附則第3項の様式に規定する処理券を併用することにより、新廃棄物処理規則様式第1号の処理券とみなす。

附 則(平成31年3月29日松江市規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この規則の施行日前に、第1条の規定による改正前の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則様式第1号の規定により発行された処理券は、次の処理券を併用することにより、改正後の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則様式第1号の処理券とみなす。

[\[様式ダウンロード\]](#)

(表 面)

No. ○○○○○○ し尿処理券 30 円 (10 枚) (裏面に氏名を記入してください。)
No. ○○○○○○ し尿処理券 10
3 円
松 江 市
No. ○○○○○○ し尿処理券 9
3 円
松 江 市

(裏 面)

町
氏 名
○収集の前後に検量してください。

備考

- 1 縦約 35 ミリメートル、横約 65 ミリメートルとし、中央部に約 12 ミリメートル幅の朱色線を引き、その他を白色とする。
- 2 文字は黒色とする。
- 3 処理券は、10 枚続きとし、1 枚区切毎にミシン目を入れる。

(し尿処理券に関する準備行為)

- 3 前項に規定する処理券の売りさばきは、この規則の施行日前においても行うことができる。

附 則(令和元年7月12日松江市規則第4号)

(施行期日)

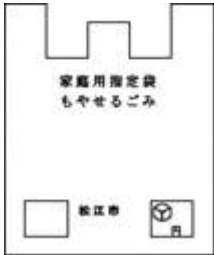
- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則別表に定めるもやせるごみ45リットルの容器の販売に必要な準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。
(経過措置)
- 3 この規則による改正前の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則別表に定めるもやせるごみ45リットルの容器は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(平成31年松江市条例第3号)附則第3項の規定が適用される間、この規則による改正後の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則別表に定めるもやせるごみ45リットルの容器とみなす。
附 則(令和元年8月30日松江市規則第9号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(令和元年8月30日松江市規則第10号)
(施行期日)
- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
(し尿処理券に関する準備行為)
- 2 この規則による改正後の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則様式第1号その2に規定する処理券の販売に必要な準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。
附 則(令和元年12月11日松江市規則第24号)
(施行期日)
- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取扱いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
附 則(令和2年3月26日松江市規則第12号)
この規則は、令和2年4月1日から施行する。
附 則(令和2年9月30日松江市規則第54号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(令和3年3月30日松江市規則第43号)
(施行期日)
- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
附 則(令和3年6月22日松江市規則第63号)
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取扱いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表(第5条関係)

種別	もやせるごみ	紙製容器包装資源及びプラスチック製容器包装資源	金属資源
材質	高密度ポリエチレン製	低密度ポリエチレン製	低密度ポリエチレン製
厚さ	0.033ミリメートル	0.035ミリメートル	0.045ミリメートル
引張強度	縦 35.3メガパスカル以上 横 41.2メガパスカル以上	縦 20.0メガパスカル以上 横 23.6メガパスカル以上	縦 25.1メガパスカル以上 横 25.1メガパスカル以上
大きさ	10リットル 520×300／420ミリメートル 20リットル 570×400／540ミリメートル 30リットル 720×400／560ミリメートル 45リットル 820×450／650ミリメートル	20リットル 570×400／540ミリメートル 30リットル 720×400／560ミリメートル 45リットル 820×450／650ミリメートル	20リットル 570×400／540ミリメートル 30リットル 720×400／560ミリメートル 45リットル 820×450／650ミリメートル
袋色	さくら色半透明	無色透明	水色半透明
透明度	内容物が確認できる程度	内容物が確認できる程度	内容物が確認できる程度

文字色	10リットル 茶色 20リットル 茶色 30リットル 茶色 45リットル 茶色	青色	青色
書体	ゴシック体	ゴシック体	ゴシック体
形式			

様式第1号(第6条関係)

様式第1号(第6条関係)

(表 面)

No. ○○○○○○ し尿処理券 2,130円(10枚) (裏面に氏名を記入してください。)
し尿処理券 10 18リットル  213円 No. ○○○○○○松江市
し尿処理券 9 18リットル  213円 No. ○○○○○○松江市

(裏 面)

町
氏 名
○収集の前後に検量してください。

備考

- 1 縦約35ミリメートル、横約65ミリメートルとし、中央に直径約10ミリメートルの水色市章を配し、外側約2.5ミリメートルを除く部分は、直径約2.5ミリメートルの水色市章の連続模様とする。
- 2 文字は、黒色とする。
- 3 処理券は、10枚続きとし、1枚区切毎にミシン目を入れる。

様式第1号その2(第6条関係)

(表 面)

仮設トイレ し尿処理券		
1基		1,069円
松江市 No. ○○○○○○		

(裏 面)

氏 名	町
○収集の前後に検量してください。	

備考

- 1 縦約65ミリメートル、横約105ミリメートルとし、中央左側に直径約15ミリメートルの朱色市章を配する。背景は外側約2.5ミリメートルを除き、直径約2.5ミリメートルの朱色市章の連続模様とする。
- 2 文字は、黒色とする。

様式第 1 号の 2(第 6 条関係)

年 月 日

住 所

氏 名 様

松江市長 氏 名 印

し尿処理券納付請求書

本日、し尿のくみ取りを行いました。が、し尿処理券が不足しましたので、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第6条第3項の規定により、下記のとおり請求します。

なお、本書に不足分のし尿処理券を添えて至急提出してください。

記

く み 取 り 日	年 月 日
全 量 分	枚
不 足 分	枚
業 者 名	
担 当 者 氏 名	
車 両 番 号	

提出場所

様式第 1 号の 3(第 6 条関係)

年 月 日

住 所

氏 名 様

松江市長 氏 名 印

し尿処理券受領書

本日、し尿処理券の不足分について、下記のとおり受領しました。

記

く み 取 り 日	年 月 日
全 量 分	枚
不 足 分 (本 日 受 領 分)	枚
業 者 名	
担 当 者 氏 名	
車 両 番 号	
受 付 者 氏 名	

受領場所

様式第1号の4(第6条の2関係)

年 月 日

(あて先)松江市長

申請者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者氏名



し尿処理手数料納付方法認定申請書

し尿処理手数料の納付方法について、納入通知書による納付の認定を受けた
いので、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第6条の2第1項の規定により、
下記のとおり申請します。

1. 対象施設の所在地及び名称

2. 添付書類

(1)対象施設の位置図

(2)法人の登記事項証明書

様式第 1 号の 5(第 6 条の 2 関係)

年 月 日

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名

松江市長 氏 名 印

し尿処理手数料認定事業者通知書

年 月 日付けで申請のあったし尿処理手数料の納付方法については認定したので、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第6条の2第4項の規定により、通知します。

記

- 1. 認定番号
- 2. 対象施設の所在地及び名称

様式第1号の6(第6条の2関係)

年 月 日

(あて先)松江市長

申請者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者氏名



し尿処理手数料認定事業者異動届

認定を受けた事項に異動があったので、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第6条の2第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 認定番号
2. 異動日
3. 異動内容
4. 異動理由
5. 添付書類

様式第 1 号の 7(第 6 条の 2 関係)

年 月 日

申請者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者氏名

松江市長 氏 名 印

し尿処理手数料認定事業者取消通知書

松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第6条の2第6項の規定により認定を取り消したので通知します。

記

- 1. 認定番号
- 2. 認定取消日
- 3. 取消理由

様式第1号の8(第7条関係)

現金払込書

課所管		第 号		年度(一般会計)							
款 使用料及び手数料		項 手 数 料		目 衛生手数料		節 し尿処理手数料					
金				千	百	十	万	千	百	十	円
収 納 金 の 内 容	種 別	数 量		金 額							
	円券	枚		円							
	円券										
	円券										
	円券										
	計										
上記の金額を払い込みます。(月分) 年 月 日 住所 松江市 町 氏名											
松江 市 指定 金融 機関 払込場所 松江市指定代理金融機関 松江市収納代理金融機関								領収日付印			

領収証書

課所管		第 号		年度(一般会計)							
款 使用料及び手数料		項 手 数 料		目 衛生手数料		節 し尿処理手数料					
金				千	百	十	万	千	百	十	円
収 納 金 の 内 容	種 別	数 量		金 額							
	円券	枚		円							
	円券										
	円券										
	円券										
	計										
(月分) 住所 松江市 町 氏名											
上記の金額を領収しました。 松江 市 指定 金融 機関 領 収 者 松江市指定代理金融機関 松江市収納代理金融機関								領収日付印			

様式第2号(第8条関係)

様式第2号(第8条関係)

一般廃棄物処理手数料減免申請書

年 月 日

(あて先)松江市長

氏 名

松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第8条第1項の規定により、減額・免除を受けたく申請します。

住 所	松江市	町	番地	職 業	
氏 名				生年月日	
廃 棄 物 の 内 容				廃 棄 物 の 容 量	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
減額・免除を受けようとする理由					

減額(免除)してよろしいか				起 案	年 月 日		
				決 裁	年 月 日		
		部長	課長	主査	係長	係	減額 円
条件又は指示事項							

様式第3号(第8条関係)

様式第3号(第8条関係)

一般廃棄物処理手数料減免決定通知書

年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第12条の規定により、下記のとおり手数料の減額・免除を決定したので通知します。

記

住 所	松江市 町 番地		
氏 名			
廃棄物の内容		廃棄物の容量	
区 分	減額 円	免 除	
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
条件又は指示事項			

本書に減免処理券を添えておだください。

[様式第4号\(第8条関係\)](#)

様式第4号(第8条関係)

一般廃棄物減免処理券

No. _____

住 所	松江市 町 番地		
氏 名			
廃棄物の種別	し 尿 ご み		
容 量			
区 分	減額 円	免 除	
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
使 用 年 月 日	年 月 日		
年 月 日発行			
松江市長 氏 名 印			

[様式第5号\(第9条関係\)](#)

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

(あて先)松江市長

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

一般廃棄物収集運搬業許可申請書

一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 営業所の所在地
- 2 一般廃棄物の区分
- 3 駐車場の所在地
- 4 車両その他主たる作業用具の種類及び数量
- 5 役員の住所、氏名、生年月日及び本籍
- 6 従業員の住所、氏名及び生年月日
- 7 収集運搬の方法及び作業計画
- 8 営業区域、戸数及び1日の作業能力
- 9 料金
- 10 添付書類
 - (1) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
 - (2) 駐車場及び付近の見取図

様式第5号の2(第9条関係)

年 月 日

(あて先)松江市長

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

一般廃棄物処分業許可申請書

一般廃棄物処分業の許可を受けたいので、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則
第9条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 処理施設の所在地
- 2 営業区域
- 3 処分する廃棄物の種類
- 4 処分方法及び処理能力
 - (1) 処分方法
 - (2) 処理能力
- 5 主たる施設の種類、数量及び許可番号
- 6 役員の住所、氏名、生年月日及び本籍
- 7 従業員の住所、氏名及び生年月日
- 8 添付書類
 - (1) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
 - (2) 主たる施設の仕様書及び付近の見取図

様式第6号(第12条関係)

様式第6号(第12条関係)

第 号 一般廃棄物処理業許可証 住 所 〔 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕 氏 名 営業上の通称 年 月 日付申請の一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第6項の規定により、下記のとおり許可する。 年 月 日 松江市長 氏 名  記	
許 可 の 区 分	
許 可 期 限	年 月 日
営 業 区 域	
そ の 他 必 要 な 事 項	

様式第7号(第13条関係)

年 月 日

(あて先)松江市長

申請者 住 所

氏 名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

一般廃棄物処理業 の 休 業 届出書
浄 化 槽 清 掃 業 廃 業

下記のとおり 一般廃棄物処理業 を 休 業 したいので、松江市廃棄物の処理
浄 化 槽 清 掃 業 廃 業
及び清掃に関する規則第13条(第21条で準用する第13条)の規定により届け出ます。

記

許 可 番 号 及 び 許 可 日 年 月	第 号 年 月 日
営 業 上 の 通 称	
住 所 (法人は主たる事務所の所在地)	
休 業 し、又は廃業する 業 務	
休 業 の 期 間 又 は 廃 業 の 年 月 日	
休 業 又 は 廃 業 の 理 由	
備 考	

様式第8号(第15条関係)

(表)

契
印

No. _____

一般廃棄物処理業
浄化槽清掃業

従業員証

氏 名
生年月日

上記の者は、一般廃棄物処理業
浄化槽清掃業 従業員であることを証明する。

(有効期間 年 月 日から 年 月 日まで)
年 月 日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名)

事業主 氏 名

営業上の通称

(裏)

注

意

1 この従業員証は、作業中常に携帯し、関係人の請求があれば提示すること。

2 この従業員証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 この従業員証の有効期間が満了したときは、5日以内に返納すること。

4 この従業員証が紛失し、又は損傷したときは、直ちに再交付を受けること。

様式第9号(第16条関係)

様式第9号(第16条関係)



備考

- 1 直径約30センチメートルの市章の外型の内側約4センチメートルの部分及び中央約6センチメートル幅の部分白色とし、他の部分は赤色とする。
- 2 「清掃」及び「番号」の字は白色とし、「許可業者名」は黒字とする。
- 3 許可業者名は、営業上の通称とする。

様式第10号(第17条関係)

様式第10号(第17条関係)

(表)
浄化槽清掃業許可申請書

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所

申請者 氏 名

営業上の通称
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

浄化槽の清掃を業としたいので、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第17条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請者(法人にあつては代表者)の資格等
 - (1) 資 格
 - (2) 住 所
 - (3) 氏 名
 - (4) 生年月日
- 2 役員及び清掃技術資格者の職名、住所、氏名(作業員を含む。)

資 格	職 名	氏 名	生 年 月 日	住 所

(裏)

3 自動車の種類及び数量

--	--	--	--	--

車 種	積 載 量	年 式	登 録 番 号	摘 要

4 作業機材器具検査器具の種類及び数量

種 類	規 格	数 量	摘 要

5 業務経歴(松江市その他における許可、委託の別、期間等)

6 料 金

7 添付書類

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 清掃技術者の資格を証する書類の写し | 1通 |
| (2) 申請者(代表者)及び清掃技術資格者の戸籍抄本 | 各1通 |
| (3) 自動車登録原簿抄本 | 各1通 |
| (4) 法人の場合は定款の写し、登記事項証明書 | 各1通 |
| (5) 標準料金表 | 1通 |
| (6) 車庫所在地及びその付近の見取図 | 1通 |

設 備 器 材 検 査 済 証

清掃業者名

住 所

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

氏 名

設備、器材の種類及び数量

年 月 日

松江市長 氏 名 印

様式第12号(第20条関係)
第 号

浄化槽清掃業許可証

住 所 〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
氏 名
営業上の通称

年 月 日付申請の浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規
定により許可します。

年 月 日

松江市長 氏 名 印

許 可 の 区 分	
許 可 期 限	年 月 日
営 業 区 域	
そ の 他 必 要 な 事 項	

(あて先)松江市長

処理業者 住 所

氏 名

営業上の通称

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者氏名)

年(月分)一般廃棄物処理状況報告書

松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第23条の規定により、下記のとおり報告し
ます。

						記	
						記入責任者	
区 分		収集、運搬		許可番号			
一般廃棄物の 内 容		収集運搬量		収集延件数		対象戸数	
一般ごみ		t		件		戸	
粗大ごみ							
不燃ごみ							
その他							
稼働日数		日		稼働車数		台	
				職員構成			
備考							

様式第14号(第23条関係)

浄 化 槽 清 掃 契 約 月 報

年 月 日

(あて先)松江市長

清掃業者名

松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第23条の規定により、下記のとおり報告します。

記

年 月分

契 約 日	設置者名	設置場所	槽形式	槽容量	契約期間	清掃費 (A)	維 持 管理費 (B)	計 A + B	備 考
					自 至				

様式第15号(第23条関係)

浄 化 槽 清 掃 報 告 書

年 月 日

(あて先)松江市長

清掃業者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者氏名)

浄化槽管理者 住 所

氏 名

松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第23条の規定により、下記のとおり報告し
ます。

記

設 置 場 所	
浄 化 槽 の 種 類	式 人槽
終 末 処 理 方 法	
清 掃 年 月 日	年 月 日
担 当 技 術 管 理 者 名	
備 考	

様式第16号(第25条関係)

様式第16号(第25条関係)

誓 約 書

わたくしは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、その他関係法令を守り、松江市に迷惑をかけないよう、下記の事項を誓います。

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所

氏 名

営業上の通称

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

記

- 1 わたくしは、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例による許可業者として誠実を旨とし、清掃その他指示された必要業務に従います。
- 2 わたくしは、料金について定められた料金(処理手数料)に従い、松江市及び市民に迷惑をかけるような行為は一切いたしません。
- 3 社会的条件等の変化により自らの営業を維持することが困難となったときにおいても松江市に対して一切の補償要求はいたしません。
- 4 本誓約を履行せず、また許可条件に違反した場合には、いかなる処分を受けても異議の申立てはいたしません。

様式第17号(第27条関係)

一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
申請者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
※ 許 可 の 年 月 日		年 月 日
※ 許 可 番 号		第 号
一般廃棄物処理施設の処理能力		㎡³/日()時間 t/日()時間 ㎡³/時間 t/時間 面積 ㎡² 埋立容量 ㎡³
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)
	設計計算上達成することができる排ガス中のばい煙量、ばい煙濃度、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他の一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
	※ 事 務 処 理 欄	

△一般廃棄物処理施設	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	

設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)		
処理に伴い生じる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区 分	自家処分 委託処分
	処 分 方 法	
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区 分	自家処分 委託処分
	処 分 方 法	
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
△一般廃棄物の搬入、搬出の時間及び方法に関する事項		

申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住	所
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式 の数又は出資 の金額	本 籍	
		割 合	住	所

政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

※手数料欄

注 1 ※印の欄は記入しないこと。

2 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。

3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類のについては、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。

- 4 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次に掲げる図面等を含むこと。
- (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 「区分」の欄は、該当する項目を○で囲むこと。
- 7 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記入することとし、記入しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 8 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 9 1部(政令第5条の2に規定する一般廃棄物処理施設については、法第8条第5項に規定する生活環境の保全上関係がある市町村の数に1を加えた部数)を提出すること。

様式第 18 号(第 27 条関係)

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
申請者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

次の一般廃棄物処理施設が竣工したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2
第5項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による施設の使用前検査を、
関係図面等を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設 置 場 所	
竣 工 の 年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
※ 受 付 欄	

注 ※印の欄は記入しないこと。

様式第 19 号(第 27 条関係)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年 月 日

(あて先)松江市長

申請者 住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※事務連絡欄	

注 ※印の欄は記入しないこと。

様式第20号(第27条関係)

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(年度)
年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
報告者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年度の特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の17の規定により、次のとおり報告します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設 置 の 場 所	
埋 立 処 分 開 始 年 月	年 月
埋 立 処 分 終 了 予 定 年 月	年 月
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	年 月 日
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	m ³
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	
※ 事 務 処 理 欄	

- 注 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第1条第3号ロの規定により測定されたものを記載すること。

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
申請者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日		年 月 日	
許可番号		第 号	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力 (一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	変 更 前	変 更 後
		$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$	$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$
		面積 埋立容量	m^2 m^3
		面積 埋立容量	m^2 m^3
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画			
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
※ 許可の年月日		年 月 日	
※ 許可番号		第 号	
※ 事務処理欄			

申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
		住 所

(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	住 所	
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	住 所	
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がるとき。)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式 の数又は出資 の金額	本	籍
		割 合	住	所

政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

※手数料欄

注 1 ※印の欄は記入しないこと。

2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書にすること。

3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次に掲げる図面等を含むこと。

(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

- (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第1項第5号へに規定する排出基準等に掲げる項目等に係る変更後の数値
- 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 6 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 8 1部(政令第5条の2に規定する一般廃棄物処理施設については、法第8条第5項に規定する生活環境の保全上関係がある市町村の数に1を加えた部数)を提出すること。

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
届出者 氏 名
(市又は法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 の 名 称				
一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 の 設 置 の 場 所				
一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 の 種 類				
許可(届出)の年月日及び許可(届出)番号				年 月 日 第 号
変更の 内 容	△ 軽 微 な 変 更			
	氏名又は名称及び住所並びに法人に あつては、その代表者の氏名の変更			
	△ 省令第5条の4(第5条の9において 準用する場合を含む。)に掲げる 事項の変更			
	省令第5条の4第6号に掲げる事項			
	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
		役 職 名 ・ 呼 称	住 所	
廃止若しくは休止又は再開の理由				(廃止・休止・再開の別)
廃止若しくは休止又は再開の年月日				年 月 日
※ 事 務 処 理 欄				

- 注 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 「省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当する全ての者を記入することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする
こと。

様式第 23 号(第 27 条関係)

一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
届出者 氏 名
(市又は法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項(同法第9条の3第11項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

施設の廃止までの 間の管理予定者 及びその連絡先	住所 氏名 電話番号
設 置 場 所	
許可(届出)の年月日 及び許可(届出)番号	年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立て の深さ及び覆土の厚さ	埋立地の面積 埋立ての深さ 覆土の厚さ ㎡ ㎍ ㎍
※ 事 務 処 理 欄	

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の 種類、数量及び性状	種 類	数 量(m³)	性 状

注 ※印欄は記入しないこと。

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
申請者 氏 名
(市又は法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項(同法第9条の3第11項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

設 置 の 場 所	
許可(届出)の年月日 及び許可(届出)番号	年 月 日 第 号
埋め立てた一般廃棄物の 種類及び数量	
埋立地の面積及び埋立 ての深さ	
埋 立 処 分 の 方 法	
埋立処分開始年月日	年 月 日
埋立処分終了年月日	年 月 日

悪臭の発散の防止に関 する機器の内容	
-----------------------	--

する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※ 事 務 処 理 欄	

- 注 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。
- 3 覆いとは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。

様式第 25 号(第 27 条関係)

(表面)

一般廃棄物の熱回収施設設置者認定申請書

年 月 日

(あて先)松江市長

申請者 住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

熱 回 収 施 設 の 設 置 の 場 所		
※ 認 定 の 年 月 日		年 月 日
※ 認 定 番 号		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱 回 収 の 方 法	
	熱 回 収 率	%
許 可 の 年 月 日	第 号	年 月 日
※ 事 務 処 理 欄		

(裏面)

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
 - (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
 - (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
- 5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

※手数料欄

様式第 26 号(第 27 条関係)

一般廃棄物の熱回収施設休廃止等届出書

年 月 日

(あて先)松江市長

届出者 住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

一般廃棄物の熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号		年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき	理 由	
	年 月 日	
廃止、休止又は再開したとき	理 由	(廃止・休止・再開の別)
	年 月 日	
熱回収に必要な設備を変更したとき	△ 変 更 の 内 容	
	理 由	
	年 月 日	
※ 事 務 連 絡 欄		

注 1 ※印の欄は記入しないこと。

2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

様式第27号(第27条関係)

一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所

届出者 名称及び代表者の氏名

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
※ 届 出 の 年 月 日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力		$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)
	設計計算上達成することができる排ガス中のばい煙量、ばい煙濃度、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他の一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
※ 事 務 処 理 欄		

△一般廃棄物処理施設	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
------------	--	--

設の維持 管理に関 する計画 に係る事 項	排ガスの性状及び放流水 の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施 設の維持管理に関する事 項		
△災害防止のための計画(一般廃棄物 の最終処分場である場合)			
処理に伴い生じる一 般廃棄物の処分方法 (ごみ処理施設の場合)	区 分	自家処分	委託処分
	処 分 方 法		
汚泥等の処分方法 (し尿処理施設の場合)	区 分	自家処分	委託処分
	処 分 方 法		
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)			
△一般廃棄物の搬入、搬出の時間及び 方法に関する事項			

- 注 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 4 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次に掲げる図面等を含むこと。
- (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 「区分」の欄は、該当する項目を○で囲むこと。

様式第 28 号(第 27 条関係)

一般廃棄物処理施設変更届出書

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
届出者 名称及び代表者の氏名
電話番号

一般廃棄物処理施設を変更したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所				
一般廃棄物処理施設の種類				
届 出 年 月 日		年 月 日		
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類			
	一般廃棄物処理施設の処理能力 (一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	変 更 前	変 更 後	
		m ³ /日()時間	m ³ /日()時間	
		t/日()時間	t/日()時間	
		m ³ /時間	m ³ /時間	
		t/時間	t/時間	
	埋立地の面積	m ²	埋立地の面積	m ²
	埋立容量	m ³	埋立容量	m ³
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画				
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値			
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項			
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項			

--	--

変 更 の 理 由	
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
※事 務 処 理 欄	

注 1 ※印の欄は記入しないこと。

2 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書にすること。

3 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次に掲げる図面等を含むこと。

(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図

(3) 排ガス及び排水の量に変更がある場合は、変更後の数値

(4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値

(5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第1項第5号へに規定する排水基準等に掲げる項目等に係る変更後の数値

4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

[様式第29号\(第27条関係\)](#)

様式第 29 号(第 27 条関係)

非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置協議書

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所

名称及び代表者の氏名

電話番号

非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の2第1項の規定により、協議します。

一般廃棄物処理施設を設置を することが見込まれる場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において 処理する一般廃棄物の種類		
一般廃棄物処理施設の処理能力		$m^3/\text{日}$ () 時間 $t/\text{日}$ () 時間 $m^3/\text{時間}$ $t/\text{時間}$ 面積 m^2 埋立容量 m^3
△一般廃棄物処理施設 の位置、構造等 の設置に関する 計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理 方式	
	一般廃棄物処理施設の構造 及び設備	
	処 理 に 量	
	伴 い 生 処理方法(排出の ず る 排 方法(排出口の位 ガ ス 及 置、排出先等を含 び 排 水 む。)を含む。)	
	設計計算上達成すること ができる排ガスの性状、放 流水の水質その他の生活 環境への負荷に関する数 値	
	その他一般廃棄物処理施 設の構造等に関する事項	
※事 務 処 理 欄		

△一般廃棄物処理施設	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成すべき削減目標	
------------	--	--

設の維持 管理に関 する計画 に係る事 項	成り立つこととした数値	
	排ガスの性状及び放流水 の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施 設の維持管理に関する事 項	
※事務処理欄		

注 1 ※印の欄は記入しないこと。

2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書すること。

3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。

4 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次に掲げる図面等を含むこと。

(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図

5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

様式第 30 号(第 27 条関係)

非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
届出者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
※ 届 出 の 年 月 日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力		m ³ /日()時間 t/日()時間 m ³ /時間 t/時間
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処 理 に 伴 い 生 ず る 排 ガ ス 及 び 排 水	量
	処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
※ 事 務 処 理 欄		

△一般廃棄物処理施設	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成すべき目標	
------------	--	--

設の維持 管理に関 する計画 に係る事 項	成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水 の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設 の維持管理に関する事項		
処理に伴い生ずる 一般廃棄物の処分 方法(ごみ処理施設 の場合)	区	分	自家処分 委託処分
	処 分 方 法		
汚泥等の処分方法 (し尿処理施設の 場合)	区	分	自家処分 委託処分
	処 分 方 法		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			
※事 務 処 理 欄			

届出者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名	称	住	所
法定代理人(届出者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名	称	住	所
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
役員(届出者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(届出者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。)

発行済株式 の総数	株		出資の額		
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式 の数又は出資 の金額	本 籍		
		割 合	住 所		

政令第4条の7に規定する使用人(届出者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
役職名・呼称		住 所

※事務処理欄

- 注 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設又はし尿処理施設の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書すること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類のについては、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 4 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次に掲げる図面等を含むこと。
- (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 「区分」の欄は、該当する項目を○で囲むこと。
- 7 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記入することとし、記入しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 8 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

様式第 31 号(第 27 条関係)

非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更届出書

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
届出者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

非常災害に係る一般廃棄物処理施設を変更したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第3項において読み替えて準用する第9条の3第8項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種 類			
届 出 年 月 日		年 月 日	
変更の 内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変 更 前	変 更 後
		m ³ /日()時間	m ³ /日()時間
		t/日()時間	t/日()時間
		m ³ /時間	m ³ /時間
	t/時間	t/時間	
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		

--	--

変 更 の 理 由	
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
※事 務 処 理 欄	

- 注 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設又はし尿処理施設の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書にすること。
- 3 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次に掲げる図面等を含むこと。
- (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス及び排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目に係る変更後の数値
- 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

様式第 32 号(第 27 条関係)

非常災害に係る一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
届出者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

非常災害に係る一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第3項において読み替えて準用する同法第9条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 の 名 称			
一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 の 設 置 の 場 所			
一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 の 種 類			
届 出 の 年 月 日 及 び 届 出 番 号		年 月 日 第 号	
変更の内容	△ 軽 微 な 変 更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更		
	△省令第5条の10の11において準用する省令第5条の4(第3号及び第6号に係る部分を除く。)に掲げる事項の変更		
	省令第5条の10の11において準用する省令第5条の4第6号に掲げる事項		
	(ふりがな)	生 年 月 日	本 籍
	氏 名	役職名・呼称	住 所
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日	
※事 務 処 理 欄			

- 注 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 「省令第5条の10の11において準用する省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当する全ての者を記入することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

様式第33号(第27条関係)

様式第 33 号(第 27 条関係)

一般廃棄物処理施設 譲受け 許可申請書
借受け

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
申請者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の譲受けの許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

譲受け又は借受けの相手方の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※譲受け等の許可の年月日	年 月 日 第 号
※譲受け等の許可番号	
※事 務 処 理 欄	

氏名	生年月日	住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	称	所	在 地
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	称	住	所
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。)

[illegible]

- 注 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

様式第 34 号(第 27 条関係)

一般廃棄物許可施設設置者^{合併}認可申請書
分割

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
申請者 名 称
代表者の氏名
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、^{合併}について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
分割

① 一般廃棄物処理施設の 設置の場所	
② 一般廃棄物処理施設の 種類	
③ 許可の年月日及び許可 番号	年 月 日 第 号
④ 合併後存続する法人若 しくは合併によって設立 される法人又は分割によ り当該一般廃棄物処理施 設を承継する法人の名称 及び住所並びに代表者の 氏名	
⑤ 合併又は分割の方法及 び条件	
⑥ 合併又は分割の理由	
⑦ 合併又は分割の時期	
※認 可 の 年 月 日	年 月 日
※認 可 番 号	第 号
※事 務 処 理 欄	

⑧ 申請者	
(ふりがな) 氏 名	住 所

[illegible]

⑪ 政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

⑫ 合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、法第7条第5項第4号ヌに規定する役員となる者

[illegible]

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式 の数又は出資 の金額	本	籍
		割 合	住	所

[illegible]

- 様式第35号(第27条関係)

様式第 35 号(第 27 条関係)

一般廃棄物許可施設設置者相続届出書

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
届出者 氏 名
電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

被 相 続 人 と の 続 柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相 続 の 開 始 の 日	年 月 日
※ 事 務 処 理 欄	

相続人		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
		住 所

法定代理人(相続人が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	
政令第4条の7に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所
※事務処理欄		

注 1 ※印の欄は記入しないこと。

2 「相続人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。

様式第 36 号(第 27 条関係)

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例届出書

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
届出者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例について、関係書類を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類	号()	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類		
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
産業廃棄物処理施設の処理能力	m ³ /日()時間	
	t/日()時間	
	m ³ /時間	
	t/時間	
埋立地の面積	m ²	
残余の埋立容量	m ³	
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件		
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み	一般廃棄物の種類	処理量の見込み
		t・m ³ /年
		t・m ³ /年
		t・m ³ /年
	合 計	t・m ³ /年
非常災害により当該一般廃棄物が生じた場合(省令第12条の7の16第2項の場合)にあつては、その時期及び地域		
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の受入開始予定日(法第15条の2の5第2項の場合は受入開始日)	年 月 日	
※ 事 務 処 理 欄		

- 注 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 「産業廃棄物処理施設の種類」の欄については、政令第7条の該当する号の番号を記入の上、括弧内に破碎施設、焼却施設、最終処分場等の別を記入すること。
- 3 記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

様式第37号(第27条関係)

様式第 37 号(第 27 条関係)

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例
変更届出書
廃止

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
届出者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け 第 号で受理された産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例届について、下記の事項又は事業を
変更
廃止
したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更又は廃止した事項の内容	変 更 後	変 更 前
変 更 又 は 廃 止 の 理 由		
変 更 又 は 廃 止 の 年 月 日	年 月 日	
※ 事 務 処 理 欄		

- 注 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 変更届については、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 4 変更届については、変更のある部分に係る省令第12条の7の17第3項に定める書類を添付すること。
- 5 省令第12条の7の17第4項により交付された受理書を添付すること。

様式第38号(第28条関係)

様式第 38 号(第 28 条関係)

一般廃棄物処理施設設置許可証 変更 年 月 日 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。 第9条第1項 変更 松江市長 氏 名 印			
許 可 の 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類			
設 置 場 所			
処 理 能 力			
許 可 の 条 件			
省令第3条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留 意 事 項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容に変更等があった場合は、速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

[様式第39号\(第28条関係\)](#)

様式第 39 号(第 28 条関係)

指令 第 号

一般廃棄物
産業廃棄物

処理施設検査済証

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで申請のあった下記の施設の使用前検査については、検査の結果、許可申請書に記載した設置に関する計画に適合していることを認める。

年 月 日

松江市長 氏 名 

記

施 設 の 種 類		許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
施設の設置場所			

様式第 40 号(第 28 条関係)

一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書

年 月 日

住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知する。

松江市長 氏 名 印

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定期検査の結果	
次回の検査期限	年 月 日
※事務連絡欄	

注 ※印の欄は記入しないこと。

指令 第 号

住所

氏 名

(市又は法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで申請のあった下記の一般廃棄物、産業廃棄物最終処分場の廃止の確認については、検査の結果、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項第15条の2の6第3項において読み替えて準用する同法第9条第5項に規定する基準に適合していることを認める。

年 月 日

松江市長 氏 名 印

記

施 設 の 種 類		許可(届出)の 年月日及び許可(届出)番号	年 月 日 第 号
施設の設置場所			

様式第42号(第28条関係)

一般廃棄物の熱回収施設設置者認定証

年 月 日

住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。

松江市長 氏 名 印

認 定 の 年 月 日	年 月 日
認 定 の 有 効 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	
熱回収施設の設置の場所	
熱 回 収 の 方 法	
熱 回 収 に 必 要 な 設 備	
熱 回 収 率	%
留 意 事 項	1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を提出すること。 2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し又は休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく届け出ること。

指令 第 号

住所

名称及び代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で届出のあった下記施設の一般廃棄物処理施設設置(変更)届出書
 については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条 の 3 第 4 項の
 第9条の3第9項において読み替えて準用する同条第4項
 規定により、届出の内容が相当であることを確認した。

年 月 日

松江市長 氏 名 印

記

施 設 の 種 類	
施設の設置場所	

様式第44号(第28条関係)

様式第 44 号(第 28 条関係)

指令 第 号	
非常災害に係る一般廃棄物処理施設同意書	
住 所	
名称及び代表者の氏名	
年 月 日付け 第 号で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3 の2第1項の規定により協議のあった下記施設については、同意します。	
年 月 日	
松江市長 氏 名 印	
記	
施 設 の 種 類	
施設を設置を することが見 込まれる場所	

様式第45号(第28条関係)

様式第 45 号(第 28 条関係)

指令 第 号	
非常災害に係る一般廃棄物処理施設 ^{設置 変更} 届出確認書	
住 所	
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
年 月 日付け 第 号で届出のあった下記施設の非常災害に係る一般廃棄物 処理施設設置(変更)届出書については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第3項にお いて読み替えて準用する 第 9 条 の 3 第 4 項 の規定により、届出 第9条の3第9項において読み替えて準用する同条第4項 の内容が相当であることを確認した。	
年 月 日	
松江市長 氏 名 印	
記	
施 設 の 種 類	
施設の設置場所	

様式第 46 号(第 28 条関係)

一般廃棄物 処理施設 譲受け 許可証 産業廃棄物 借受け 年 月 日 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 9 条 の 5 第 1 項 の規定によ り、譲受けの許可を受けた一般廃棄物 処理施設であることを証する。 借受け 産業廃棄物 松江市長 氏 名 印			
譲受け 許 可 年 月 日 借受け	年 月 日	譲受け 許可番号 借受け	第 号
譲受け又は借受けの 相手方の氏名及び住 所(法人にあっては、 名称及び代表者の氏 名)			
施設の種類及び処理 する一般廃棄物 の種 産業廃棄物 類			
許可の年月日及び許 可番号	年 月 日	第	号
設 置 場 所			
処 理 能 力			
許 可 の 条 件			
留 意 事 項	施設の稼働に当たっては、各種関連法規を遵守すること。		

[様式第47号\(第28条関係\)](#)

様式第 47 号(第 28 条関係)

一般廃棄物許可施設設置者合併認可証 産業廃棄物分割 年 月 日 住 所 氏 名 (法人にあつては、名所及び代表者の氏名) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条 の 6 第 1 項の規定により、一般廃棄物 産業廃棄物 処理施設の許可施設設置者の合併認可を受けたことを証する。 物 物 分割 松江市長 氏 名 印			
認 可 の 年 月 日	年 月 日	認 可 番 号	第 号
合併又は分割の相手 方の名称、代表者の 氏名及び住所			
許可の年月日及び許 可番号	年 月 日	第	号
施設の種類及び処理 する一般廃棄物の種 産業廃棄物 類			
設 置 場 所			
処 理 能 力			
認 可 の 条 件			
留 意 事 項	施設の稼働に当たっては、各種関連法規を遵守すること。		

様式第48号(第28条関係)

様式第 48 号(第 28 条関係)

一般廃棄物 産業廃棄物 許可施設設置者相続届出受理書 年 月 日 住 所 氏 名 第 9 条 の 7 第 2 項の規定により、 第15条の4において準用する第9条の7第2項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 年 月 日付けで届出のあった一般廃棄物 産業廃棄物 許可施設設置者相続届出書については、受理した。 松江市長 氏 名 印			
受 理 の 年 月 日	年 月 日	受 理 番 号	第 号
被相続人の氏名及び住所			
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号		
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類 産業廃棄物			
設 置 場 所			
処 理 能 力			
留 意 事 項	施設の稼働に当たっては、各種関連法規を遵守すること。		

[様式第49号\(第28条関係\)](#)

様式第 49 号(第 28 条関係)

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例届出受理書			
年 月 日			
住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5 ^{第1項} _{第2項} の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例届出を受理したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第4項の規定により、本書を交付する。 松江市長 氏 名 印			
受 理 の 年 月 日	年 月 日	受理番号	第 号
産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 の 種 類			
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類			
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日	第	号
産業廃棄物処理施設に係る許可の条件			
届出に係る一般廃棄物が非常災害により生じた時期及び地域(省令第12条の7の16第2項の場合)			
省令第12条の7の17第5項の規定による変更についての届出状況			

様式第50号(第29条関係)

産業廃棄物再生利用業個別指定申請書

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
申請者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

産業廃棄物再生利用業個別指定を受けたいので、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第29条第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲	業 務 の 種 別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
事務所及び事業場の所在地		
再 生 利 用 の 方 法		
△再生利用の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び能力		
△再生利用の用に供する施設の方式、構造及び設備の概要		
再生利用に係る取引の計画	△排出事業者との取引の計画	
	△再生活用により得られる有用物の利用に関する計画	
事 業 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日

- 注 1 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用すること。
- 2 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 次に掲げる書類及び図面を添付すること。
- (1) 事業計画の概要を記載した書類

- (2) 生活環境保全上の対策を記載した書類
- (3) 再生利用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- (4) 再生利用の用に供する施設の構造を明示する平面図、立面図、断面図、構造図及び設計書

イウ 再生利用の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書

- (5) 申請者が再生利用の用に供する施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること)を証する書類
- (6) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (7) 申請者が個人である場合には、住民票の写し
- (8) 申請者が法第14条第5項第2号イからへに該当しない旨を記載した書類
- (9) 事務所及び事業場付近の見取図
- (10) その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類

様式第 51 号(第 29 条関係)

指令 第 号		
産業廃棄物再生利用業個別指定証		
住 所		
氏 名		
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
年 月 日付けで申請のあつた産業廃棄物再生利用業個別指定について		
は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第 9 条 第 2 号 の規定により、下記		
第10条の3第2号		
のとおり指定します。		
年 月 日		
松江市長 氏 名 印		
記		
事業 の 範囲	業 務 の 種 別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
再 生 利 用 の 方 法		
再生利用の用に供する施設の種 類、設置場所及び能力		
指 定 の 期 限		

[様式第52号\(第30条関係\)](#)

産業廃棄物再生利用業個別指定変更指定申請書

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
申請者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第30条第1項の規定により、産業廃棄物再生利用業個別指定の変更指定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

指 定 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号
事業の範囲	業 務 の 種 別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		
変 更 に 係 る 再 生 利 用 の 方 法		
△変更に係る再生利用の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び能力		
△変更に係る再生利用の用に供する施設の方式、構造及び設備の概要		
再生利用に係る取引の計画	△排出事業者との取引の計画	
	△再生利用により得られる有用物の利用に関する計画	
変 更 予 定 年 月 日		年 月 日

注 1 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用すること。

2 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

3 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

3 次に掲げる書類及び図面のうち、内容に変更があるものを添付すること。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 生活環境保全上の対策を記載した書類
- (3) 再生利用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- (4) 再生利用の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- (5) 申請者が再生利用の用に供する施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること)を証する書類
- (6) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (7) 申請者が個人である場合には、住民票の写し
- (8) 申請者が法第14条第5項第2号イからへに該当しない旨を記載した種類
- (9) 事務所及び事業場付近の見取図
- (10) その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類

様式第 53 号(第 31 条関係)

産業廃棄物再生利用業個別指定変更届出書

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
届出者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

以下のとおり産業廃棄物再生利用業個別指定に係る事項を変更したので、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第31条第1項の規定により届け出ます。

指 定 の 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号
		変 更 前 変 更 後
変 更 の 内 容	住 所	
	氏名又は名称並びに法人 にあつてはその代表者の 氏名	
	事務所及び事業場の所在 地	
	△再生利用の用に供する 施設の種類、数量、設 置場所及び能力	
	△再生利用の用に供する 施設の方式、構造及び 設備の概要	
	再 生 利 用 の 方 法	
	再生利用に係る取引の計 画	
	事 業 開 始 予 定 年 月 日	
変 更 の 理 由		
変 更 年 月 日		年 月 日

注 △印の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用すること。

様式第 54 号(第 31 条関係)

産業廃棄物再生利用業個別指定廃止届出書

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
届出者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

以下のとおり産業廃棄物再生利用業の全部又は一部を廃止したので、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第31条第2項の規定により届け出ます。

指定の年月日及び番号	年 月 日 第 号
廃止した事業の範囲	
廃 止 年 月 日	年 月 日

様式第 55 号(第 33 条関係)

(1)

産業廃棄物再生利用実績報告書(年度)

―再生輸送業―

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所

報告者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の産業廃棄物の再生利用の実績について、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第33条の規定により、次のとおり報告します。

指定の年月日及び番号	年 月 日 第 号		
産 業 廃 棄 物 の 種 類	委託者(排出事業者)	輸 送 先	輸 送 量 (t又はm ³)
	住 所	所 在 地	
	氏 名 又 は 名 称	事 業 場 の 名 称	

- 注 1 指定の有効期間の満了日の属する月の翌月末までに、当該指定に係る実績を提出すること。
- 2 委託者とは、報告者に再生利用を委託した者をいう。

(2)

産業廃棄物再生利用実績報告書(年度)

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
報告者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年度の産業廃棄物の再生利用の実績について、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第33条の規定により、次のとおり報告します。

指定の年月日及び番号	年 月 日 第 号		
産業廃棄物の種類	委託者(排出事業者)	再 生 活 用	活 用 量 (t又はm ³)
	住 所	事 業 場 の 所 在 地	
	氏 名 又 は 名 称	再 生 利 用 の 方 法	

- 注 1 指定の有効期間の満了日の属する月の翌月末までに、当該指定に係る実績を提出すること。
- 2 委託者とは、報告者に再生利用を委託した者をいう。

様式第 56 号(第 34 条関係)

欠 格 要 件 に 係 る 届 出 書

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
届出者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた 産 業 廃 棄 物 処 理 業 に
特別管理産業廃棄物処理業
について、下記事由により届出事項に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第3項
第14条の5第3項
において準用する同法 第7条の2第4項 第7条の2第5項 の規定により届け出ます。

記

該当するに至った欠格要件(該当するものに○を付すこと。)	法第14条第5項第2号(イ ・ ハ ・ ニ ・ ホ)
※欠格要件に該当するに至った 具体的事由	
※欠格要件に該当するに至った 年月日	年 月 日

- 備考 1 この届出書は、欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に(法第7条第5項第4号イに該当するに至ったときは遅滞なく)提出すること。
- 2 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。
- 3 法第7条の2第5項の規定により届け出る場合は、欄内※印の項目については記載不要

様式第57号(第34条関係)

欠 格 要 件 に 係 る 届 出 書

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
届出者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた 一般廃棄物処理施設 産業廃棄物処理施設 について、下記事由により届出
第 9 条 第 6 項
第 9 条 第 7 項
事項に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第6項
第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第7項
の規定により届け出ます。

記

該当するに至った欠格要件(該当するものに○を付すこと。)		法第7条第5項第4号(イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト・リ・ヌ・ル)・ 第14条第5項第2号(イ・ハ・ニ・ホ)
※欠格要件に該当するに至った 具体的事由		
※欠格要件に該当するに至った 年月日		年 月 日
施設	区分(該当するものに○を 付すこと。)	一般廃棄物処理施設 ・ 産業廃棄物処理施設
	種 類	
	設 置 場 所	

- 備考 1 この届出書は、欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に(法第7条第5項第4号イに該当する
に至ったときは遅滞なく)提出すること。
- 2 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、
この様式の例により作成した書面を添付すること。
- 3 法第9条第7項(第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定により届け出る場合は、
欄内※印の項目については記載不要

産業廃棄物収集運搬業実績報告書(年度)

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
報告者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年度の産業廃棄物の収集運搬実績について、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第35条の規定により、次のとおり報告します。

① 許 可 番 号			② 担当者氏名					
報告年度(4月1日から翌年3月31日まで)における産業廃棄物の収集運搬受託量(t又はm³)								
廃棄物の種類 (石綿含有産業廃棄物が 含まれる場合は、③から ⑥までは括弧書で内数 を記入すること。)	単位	③ 受託量	④ 松江市 内から松 江市内	⑤ 松江市内から島根県外			⑥ 島根県外か ら松江市内	
				()県	()県	()県	()県	()県
燃え殻								
汚泥								
廃油								
廃酸								
廃アルカリ								
廃プラスチック類								
紙くず*								
木くず*								
繊維くず*								
動植物性残さ								
動物系固形不要物								
ゴムくず*								
金属くず*								
ガラスくず等								
鉱さい								
がれき類								
家畜ふん尿								
家畜の死体								
ばいじん								
13号廃棄物								
建設混合廃棄物								
その他()								
計								

- 注 1 ⑤の欄は、松江市内の排出事業場から島根県外に運搬した量を、運搬先の県ごとに記入すること。
2 ⑥の欄は、島根県外の排出事業場から松江市内に運搬した量を、排出事業場の所在する県ごとに記入すること。

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
報告者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年度の産業廃棄物の処分実績について、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第35条の規定により、次のとおり報告します。

① 処分の方法							
② 許可番号				③ 担当者氏名			
報告年度(4月1日から翌年3月31日まで)における産業廃棄物の処分受託量(t又はm³)							
④ 廃棄物の種類 (石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、⑤から⑧までは括弧書で内数を記入すること。)	単位	⑤ 受託量	⑥ 松江市内から排出	⑦ 島根県内(松江市を除く。)から松江市内	⑧ 島根県外から松江市内		
					() 県	() 県	() 県
計							
中間処理後の廃棄物の種類・処分の方法 単位：t又はm							
⑨ 廃棄物の種類	⑩ 処分量	単位	⑪ 処分の方法		⑫ 処 分 先 名 称		
					⑬ 処 分 先 所 在 地		
					☐ 委託処分		
					☐ 自家処分		
					☐ 委託処分		
					☐ 自家処分		
					☐ 委託処分		
					☐ 自家処分		

- 注 1 処分方法ごとに1枚に記入すること。
- 2 ①の欄は、焼却、中和等を具体的に記入すること。
- 3 ⑧の欄は、島根県外の排出事業場から受託処分した量を、排出事業場の所在する県ごとに記入すること。
- 4 ⑪の欄は、処分の方法を具体的に記入するとともに、該当するものの□にレ印を付けること。
- 5 ⑫の欄及び⑬の欄は、自家処分の場合も記入すること。

様式第 60 号(第 35 条関係)

特別管理産業廃棄物収集運搬業実績報告書(年度)

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
報告者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年度の特別管理産業廃棄物の収集運搬実績について、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第35条の規定により、次のとおり報告します。

① 許 可 番 号		② 担 当 者 氏 名						
報告年度(4月1日から翌年3月31日まで)における特別管理産業廃棄物の収集運搬受託量(t又はm³)								
廃棄物の種類	単位	③ 受託量	④ 松江市 内から松 江市内	⑤ 松江市内から島根県外			⑥ 島根県外か ら松江市内	
				() 県	() 県	() 県	() 県	() 県
揮発性廃油								
廃油(有害)								
廃酸(pH2.0以下)								
廃酸(有害)								
廃アルカリ (pH12.5以上)								
感染性産業廃棄物								
廃PCB等								
廃水銀等								
廃石綿等								
燃え殻								
汚泥								
鉱さい								
ばいじん								
計								

- 注 1 ⑤の欄は、松江市内の排出事業場から島根県外に運搬した量を、運搬先の県ごとに記入すること。
- 2 ⑥の欄は、島根県外の排出事業場から松江市内に運搬した量を、排出事業場の所在する県ごとに記入すること。

様式第61号(第35条関係)

様式第 61 号(第 35 条関係)

特別管理産業廃棄物処分業実績報告書(年度)

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
報告者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年度の特別管理産業廃棄物の処分実績について、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第35条の規定により、次のとおり報告します。

① 処 分 の 方 法							
② 許 可 番 号				③担当者氏名			
報告年度(4月1日から翌年3月31日まで)における特別管理産業廃棄物の処分受託量(t又はm³)							
④ 廃棄物の種類	単位	⑤ 受託量	⑥ 松江市内から排出	⑦ 島根県内(松江市を除く。)から松江市内	⑧ 島根県外から松江市内		
					() 県	() 県	() 県
計							
中間処理後の廃棄物の種類・処分の方法 単位：t又はm							
⑨ 廃棄物の種類	⑩ 処分量	単位	⑪ 処分の方法	⑫ 処 分 先 名 称			
				⑬ 処 分 先 所 在 地			
				☐ 委託処分			
				☐ 自家処分			
				☐ 委託処分			
				☐ 自家処分			
				☐ 委託処分			
				☐ 自家処分			

- 注 1 処分方法ごとに1枚に記入すること。
 2 ①の欄は、焼却、中和等を具体的に記入すること。
 3 ⑧の欄は、島根県外の排出事業場から受託処分した量を、排出事業場の所在する県ごとに記入すること。
 4 ⑪の欄は、処分の方法を具体的に記入するとともに、該当するものの□にレ印を付けること。
 5 ⑫の欄及び⑬の欄は、自家処分の場合も記入すること。

様式第 62 号(第 36 条関係)

一般廃棄物処理施設(焼却施設)維持管理状況報告書(年度)

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
報告者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年度の一般廃棄物処理施設における維持管理状況について、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第36条の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所					
許可(届出)年月日	年 月 日		許 可 (届 出) 番 号	第 号	
許可(届出)能力	1 日 当 た り 処 理 能 力	t	技 術 管 理 者 氏 名		
	1 時 間 当 た り 処 理 能 力	t	1 日 当 た り 稼 働 時 間		
施 設 の 種 類	法第8条許可(届出)施設		法第9条の3届出施設		
処理する一般廃棄物の種類					
処理実績(4月1日から翌年3月31日までの処理量)	一 般 廃 棄 物 の 種 類	処 理 量	処理量内訳(自家処理分)	処理量内訳(受託処理分)	
	可 燃 ご み	t	t	t	
		t	t	t	
		t	t	t	
	併せて処理された産業廃棄物	t	年間総合計処理量	t	
処理後の廃棄物の処理量(4月1日から翌年3月31日までの処理量)	一 般 廃 棄 物 の 種 類	処 理 量	処 理 の 方 法	委託処理・自家処理の別	
	燃 え 殻	t		委託・自家	
	ば い じ ん	t		委託・自家	
	汚 水	m ³		委託・自家	
	汚 泥	m ³		委託・自家	
溶 融 ス ラ グ	t		委託・自家		
施設の維持管理状況					
焼却施設の排出ガス測定の実施結果(4月1日から翌年3月31日までの測定)			排出される排ガス・排水・処理後の廃棄物中のダイオキシン類の測定結果		単位
測 定 月 日	月 日	月 日	単位	排 出 ガ ス	
排出ガス量(乾き)				排 出 水	
ば い じ ん				燃 え 殻	
硫黄酸化物(SOx)				ば い じ ん	
窒素酸化物(NOx)				廃酸・廃アルカリ	
塩 化 水 素				汚 泥	

注 「施設の種類」の欄及び「委託処理・自家処理の別」の欄は、該当する項目を○で囲むこと。

様式第63号(第36条関係)

様式第 63 号(第 36 条関係)

一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設)維持管理状況報告書(年度)

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
報告者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年度の一般廃棄物処理施設における維持管理状況について、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第36条の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所				
許可(届出)年月日	年 月 日		許 可 (届 出) 番 号	第 号
許 可 (届 出) 能 力	1日当たり処理能力	t	技 術 管 理 者 氏 名	
	1時間当たり処理能力	t	1日当たり稼働時間	
施 設 の 種 類	法第8条許可(届出)施設		法第9条の3届出施設	
処理する一般廃棄物の種類				
処理実績(4月1日から翌年3月31日までの処理量)	一般廃棄物の種類	処理量(単位)	処理量内訳 (自家処理分)	処理量内訳 (受託処理分)
	併せて処理された産業廃棄物		年間総合計処理量	
処理後の廃棄物の処理量(4月1日から翌年3月31日までの処理量)	一般廃棄物の種類	処理量(単位)	処 理 の 方 法	委託処理・自家処理の別
				委託・自家
				委託・自家
				委託・自家
				委託・自家
				委託・自家

- 注 1 液状・泥状物は容量(㎡)で記載し、その他のものは重量(t)で記載すること。
- 2 「施設の種類」の欄及び「委託処理・自家処理の別」の欄は、該当する項目を○で囲むこと。

様式第 64 号(第 36 条関係)

一般廃棄物処理施設(し尿処理施設)維持管理状況報告書(年度)

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
報告者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年度の一般廃棄物処理施設における維持管理状況について、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第36条の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所					
許可(届出)年月日	年 月 日		許可(届出)番号	第 号	
許可(届出)能力	1日当たり処理能力	m ³	技術管理者氏名		
	1時間当たり処理能力	m ³	1日当たり稼働時間		
施設の種類	法第8条許可(届出)施設		法第9条の3届出施設		
処理する一般廃棄物の種類					
処理実績(4月1日から翌年3月31日までの処理量)	一般廃棄物の種類	処理量(単位)	処理量内訳(自家処理分)	処理量内訳(受託処理分)	
	し 尿	m ³	m ³	m ³	
	浄 化 槽 汚 泥	m ³	m ³	m ³	
		m ³	m ³	m ³	
	併せて処理された産業廃棄物	m ³	年間総合計処理量	m ³	
処理後の廃棄物の処理量(4月1日から翌年3月31日までの処理量)	一般廃棄物の種類	処理量(単位)	処 理 の 方 法	委託処理・自家処理の別	
	汚 水	m ³		委託・自家	
	汚 泥	m ³		委託・自家	
	燃 え 殻	t		委託・自家	
	ば い じ ん	t		委託・自家	
				委託・自家	
し尿処理施設の排水水測定の実施結果(4月1日から翌年3月31日までの測定)					
測 定 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	単位
B O D					
C O D					
浮 遊 物 質					
全 窒 素					
全 磷 ^{りん}					

注 「施設の種類」の欄及び「委託処理・自家処理の別」の欄は、該当する項目を○で囲むこと。

様式第65号(第36条関係)

(あて先)松江市長

住 所
報告者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年度の一般廃棄物処理施設における維持管理状況について、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第36条の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所										
許 可 (届 出) 年 月 日	年 月 日			許 可 (届 出) 番 号		第 号				
許 可 (届 出) 能 力	埋 立 面 積		m ²		技 術 管 理 者 氏 名					
	埋 立 容 量		m ³		年 度 当 初 埋 立 残 余 容 量		m ³			
最 終 処 分 場 の 種 類	法第8条許可(届出)施設					法第9条の3届出施設				
処理する一般廃棄物の種類										
処理実績(4月1日から翌年3月31日までの埋立処理量)	廃 棄 物 の 種 類		埋 立 量		報 告 量 区 分		埋 立 量			
	一 般 廃 棄 物		m ³		年 間 合 計 埋 立 量		m ³			
	併せて処理された産業廃棄物		m ³		年 度 末 残 余 容 量		m ³			
点 検 実 施 状 況	放流水の測定結果(4月1日から翌年3月31日までの測定)									
① 遮 水 工 の 点 検 異常なし・措置必要	測 定 項 目		最 大 値		最 小 値		単位	測定回数		
	水 素 イ オ ン 濃 度									
② 擁 壁 の 点 検 異常なし・措置必要	B 0 D									
	C 0 D									
③ 調 整 池 の 点 検 異常なし・措置必要	浮 遊 物 質									
	窒 素 含 有 量									
④ 浸出水処理設備の点検 異常なし・措置必要	測 定 項 目		測定結果	単位	測 定 項 目		測定結果	単位		
	アルキル水銀化合物				チ オ ベ ン カ ル ブ					
⑤ 周 縁 地 下 水 の 水 質 異常なし・措置必要	水銀及びアルキル水銀				ベ ン ゼ ン					
	そ の 他 水 銀 化 合 物				セ レ ン 及 び そ の 化 合 物					
⑥ 上記の措置を講じた場合は、措置を講じた年月日及び措置内容	カドミウム及びその化合物				1 ・ 4 ・ ジ オ キ サ ン					
	鉛 及 び そ の 化 合 物				ほ う 素 及 び そ の 化 合 物					
	有 機 磷 化 合 物				ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物					
	六 価 ク ロ ム 化 合 物				アンモニア、アンモニウム化合物、					
	砒 素 及 び そ の 化 合 物				亜硝酸化合物及び硝酸化合物					
	シ ア ン 化 合 物				ノルマルヘキサン抽出物質					
	P C B				(鉱 油 類)					
	トリクロロエチレン				ノルマルヘキサン抽出物質					
	テトラクロロエチレン				(動 植 物 油 脂 類)					
	ジ ク ロ ロ メ タ ン				フ ェ ノ ール 類 含 有 量					
	四 塩 化 炭 素				銅 含 有 量					
	1・2-ジクロロエタン				亜 鉛 含 有 量					
	1・1-ジクロロエチレン				溶 解 性 鉄 含 有 量					
	シス-1・2-ジクロロエチレン				溶 解 性 マ ン ガ ン 含 有 量					
	1・1・1-トリクロロエタン				ク ロ ム 含 有 量					
	1・1・2-トリクロロエタン				大 腸 菌 群 数					
	1・3-ジクロロプロペン				窒 素 含 有 量					
	チ ウ ラ ム				磷 含 有 量					
	シ マ ジ ン				ダ イ オ キ シ ン 類					

注 1 「施設の種類」の欄及び①の欄から⑤の欄までの各欄は、該当する項目を○で囲むこと。
2 ⑥の欄に全てを記入できないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を裏面に貼付すること。

様式第 66 号(第 36 条関係)

一般廃棄物の熱回収施設に係る熱回収報告書

年 月 日

(あて先)松江市長

報告者 住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。

認 定 の 年 月 日 号 及 び 認 定 番 号	年 月 日 第 号
年4月1日から 年 3月31日までの年間の熱回収率	%

注 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

様式第 67 号(第 36 条関係)

産業廃棄物処理施設(焼却施設)維持管理状況報告書(年度)

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
報告者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年度の産業廃棄物処理施設における維持管理状況について、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第36条の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所						
許可(届出)年月日		年 月 日		許 可 (届 出) 番 号		
許 可 (届 出) 能 力		1 日 当 た り 処 理 能 力		技 術 管 理 者 氏 名		
		1 時 間 当 た り 処 理 能 力		1 日 当 た り 稼 働 時 間		
施 設 の 種 類 (政 令 第 7 条)		第3号(汚泥) 第12号(PCB)		第5号(廃油) 第8号(廃プラスチック類) 第13号の2(その他の廃棄物)		
処理する産業廃棄物の種類						
処理実績(4月1日から翌年3月31日までの処理量)	産業廃棄物の種類		処 理 量		左のうち特別管理産業廃棄物の処理量	
	汚 泥		m ³		m ³	
	廃 油		m ³		m ³	
	廃 プ ラ ス チ ッ ク 類		t		t	
	そ の 他 の 廃 棄 物 (廃酸及び廃アルカリ)		m ³		m ³	
	そ の 他 の 廃 棄 物 (上 記 以 外)		t		t	
	併せて処理できるとされた一般廃棄物				年間総合計処理量	
処理後の廃棄物の処理量(4月1日から翌年3月31日までの処理量)	産業廃棄物の種類		処 理 量		処 理 の 方 法	
	燃 え 殻		t		委託処理・自家処理の別	
	ば い じ ん		t		委託・自家	
	廃 酸 及 び 廃 アル カ リ		m ³		委託・自家	
	汚 泥		m ³		委託・自家	
施設の維持管理状況						
焼却施設の排出ガス測定の実施結果(4月1日から翌年3月31日までの測定)					排出される排ガス・排水・処理後の廃棄物中のダイオキシン類の測定結果	
測 定 月 日		月 日		月 日		単位
排出ガス量(乾き)						
ば い じ ん						
硫黄酸化物(SOx)						
窒素酸化物(NOx)						
塩 化 水 素						

注 「施設の種類」の欄及び「委託処理・自家処理の別」の欄は、該当する項目を○で囲むこと。

様式第68号(第36条関係)

様式第 68 号(第 36 条関係)
(1)

産業廃棄物処理施設(最終処分場)維持管理状況報告書(年度)
—管理型最終処分場—

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
報告者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年度の産業廃棄物処理施設における維持管理状況について、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第36条の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所										
許 可 (届 出) 年 月 日	年 月 日				許 可 (届 出) 番 号			第 号		
許 可 (届 出) 能 力	埋 立 面 積		㎡		技 術 管 理 者 氏 名					
	埋 立 容 量		㎡		年度当初埋立残余容量			㎡		
最 終 処 分 場 の 種 類	管理型最終処分場									
処理する産業廃棄物の種類										
処理実績(4月1日から翌年3月31日までの埋立処理量)	廃 棄 物 の 種 類		埋 立 量		報 告 量 区 分			埋 立 量		
	産 業 廃 棄 物		㎡		年 間 合 計 埋 立 量			㎡		
	併せて処理できるとされた一般廃棄物		㎡		年 度 末 残 余 容 量			㎡		
点 検 実 施 状 況	放流水の測定結果(4月1日から翌年3月31日までの測定)									
① 遮 水 工 の 点 検 異常なし・措置必要	測 定 項 目		最 大 値			最 小 値			単位	測定回数
	水 素 イ オン 濃 度									
② 擁 壁 の 点 検 異常なし・措置必要	B	0	D							
	C	0	D							
③ 調 整 池 の 点 検 異常なし・措置必要	浮 遊 物 質									
	窒 素 含 有 量									
④ 浸出水処理設備の点検 異常なし・措置必要	測 定 項 目		測定結果	単位	測 定 項 目			測定結	単位	
	アルキル水銀化合物				チ オ ベ ン カ ル ブ					
⑤ 周 縁 地 下 水 の 水 質 異常なし・措置必要	水銀及びアルキル水銀 その 他 水 銀 化 合 物				ベ ン ゼ ン					
					セ レ ン 及 び そ の 化 合 物					
⑥ 上記の措置を講じた場合は、措置を講じた年月日及び措置内容	カドミウム及びその化合物				1 ・ 4 - ジ オ キ サ ン					
	鉛 及 び そ の 化 合 物				ほう素及びその化合物					
	有 機 磷 化 合 物				ふっ素及びその化合物					
	六 価 ク ロ ム 化 合 物				アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物					
	砒 素 及 び そ の 化 合 物				ノルマルヘキサン抽出物質					
	シ ア ン 化 合 物				(鉱 油 類)					
	P C B				ノルマルヘキサン抽出物質 (動 植 物 油 脂 類)					
	トリクロロエチレン									
	テトラクロロエチレン									
	ジ ク ロ ロ メ タ ン				フ ェ ノ ール 類 含 有 量					
	四 塩 化 炭 素				銅 含 有 量					
	1・2-ジクロロエタン				亜 鉛 含 有 量					
	1・1-ジクロロエチレン				溶 解 性 鉄 含 有 量					
	シス-1・2-ジクロロエチレン				溶 解 性 マ ン ガ ン 含 有 量					
	1・1・1-トリクロロエタン				ク ロ ム 含 有 量					
	1・1・2-トリクロロエタン				大 腸 菌 群 数					
	1・3-ジクロロプロペン				窒 素 含 有 量					
チ ウ ラ ム				磷 含 有 量						
シ マ ジ ン				ダ イ オ キ シ ン 類						

注 1 ①の欄から⑤の欄までの各欄は、該当する項目を○で囲むこと。
2 ⑥の欄に全てを記入できないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を裏面に貼付すること。

(2)

産業廃棄物処理施設(最終処分場)維持管理状況報告書(年度)
—安定型最終処分場—

(あて先)松江市長

住 所
報告者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年度の産業廃棄物処理施設における維持管理状況について、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第36条の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所					
許可(届出)年月日	年 月 日		許可(届出)番号	第 号	
許可(届出)能力	埋 立 面 積	m ²	技 術 管 理 者 氏 名		
	埋 立 容 量	m ³	年度当初埋立残余容量	m ³	
最終処分場の種類	安定型最終処分場				
処理する産業廃棄物の種類					
処理実績(4月1日から翌年3月31日までの埋立処理量)	廃 棄 物 の 種 類	埋 立 量	報 告 量 区 分	埋 立 量	
	産 業 廃 棄 物	m ³	年 間 合 計 埋 立 量	m ³	
			年 度 末 残 余 容 量	m ³	
点 検 実 施 状 況	浸透水の測定結果(4月1日から翌年3月31日までの測定)				
① 擁壁の点検 異常なし・措置必要	測 定 項 目	最 大 値	最 小 値	単位	測定回数
	B 0 D				
② 調整池の点検 異常なし・措置必要	C 0 D				
	測 定 項 目	測定結果(単位)	測 定 項 目	測定結果(単位)	
③ 展開検査実施回数 回/年度	アルキル水銀化合物		1・1—ジクロロエチレン		
	総 水 銀		1・2—ジクロロエチレン		
④ 安定型廃棄物以外の 混入が認められた 年月日 年 月 日	カ ド ミ ウ ム		1・1・1—トリクロロエタン		
	鉛		1・1・2—トリクロロエタン		
	六 価 ク ロ ム		1・3—ジクロロプロペン		
⑤ 周縁地下水の水質 異常なし・措置必要	砒 素		チ ウ ラ ム		
	全 シ ア ン		シ マ ジ ン		
⑥ 上記の措置を講じた場合は、措置を講じた年月日及び措置内容	P C B		チ オ ベ ン カ ル プ		
	トリクロロエチレン		ベ ン ゼ ン		
	テトラクロロエチレン		セ レ ン		
	ジ ク ロ ロ メ タ ン		1・4—ジオキサン		
	四 塩 化 炭 素		クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)		
	1・2—ジクロロエタン				

注 1 ①の欄から⑤の欄までの各欄は、該当する項目を○で囲むこと。
2 ⑥の欄に全てを記入できないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を裏面に貼付すること。

様式第 69 号(第 36 条関係)

産業廃棄物処理施設(中間処理施設)維持管理状況報告書(年度)

年 月 日

(あて先)松江市長

住所

報告者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の産業廃棄物処理施設における維持管理状況について、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第36条の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所				
許可(届出)年月日	年 月 日	許 可 (届 出) 番 号	第 号	
許可(届出)能力	1日当たり処理能力	t	技 術 管 理 者 氏 名	
	1時間当たり処理能力	t	1日当たり稼働時間	
施 設 の 種 類	政令第7条第 号施設			
処理する産業廃棄物の種類				
処理実績(4月1日から翌年3月31日までの処理量)	産業廃棄物の種類	処理量(単位)	左のうち特別管理産業廃棄物の処理量(単位)	
	併せて処理できるとされた一般廃棄物		年間総合計処理量	
処理後の廃棄物の処理量(4月1日から翌年3月31日までの処理量)	産業廃棄物の種類	処理量(単位)	処 理 の 方 法	委託処理・自家処理の別
				委託・自家
				委託・自家
				委託・自家
				委託・自家
				委託・自家

注 1 液状・泥状物は容量(m³)で記載し、その他のものは重量(t)で記載すること。

2 「委託処理・自家処理の別」の欄は、該当する項目を○で囲むこと。

様式第70号(第37条関係)

最 終 処 分 場 埋 立 終 了 届 出 台 帳				
設 置 者	住所		管 理 予 定 者	氏 名
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			連絡先
				電話番号
				()
設置場所			最終処分場の種類 (産業廃棄物の場合に限る。)	
許可(届出)年月日及び番号 年 月 日 第 号		埋 立 地	面積	埋め立てた廃棄物の種類及び量
埋立処分開始年月日 年 月 日			m ²	
埋立処分終了年月日 年 月 日			埋立ての深さ	埋め立てた廃棄物の性状に関し特 に注意すべき事項
廃止確認年月日 年 月 日			最大 平均 覆土の厚さ	
			m	
埋立処分の方法				

- 備考 1 省令第5条の5の2第1項若しくは第5条の10の2第1項の申請書に添付された同令第5条の5の2第2項第3号若しくは第4号(同令第5条の10の2第2項において準用する場合を含む。)に掲げる書類又は同令第12条の11の2第1項の申請書に添付された同条第2項第1号から第3号までに掲げる書類に記載された水質検査の結果のうち、廃止の確認が行われた時点に最も近い時点に行われた水質検査の結果を添付すること。
- 2 次に掲げる図面を添付すること。
- (1) 埋立終了時の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 当該施設の周辺の地図
- 3 届出台帳は、永久に保管すること。

様式第 71 号(第 38 条関係)

最終処分場埋立終了届出台帳閲覧申請書

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
申請者
氏 名

最終処分終了届出台帳を閲覧したいので、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第38条第1項の規定により、次のとおり申請します。

① 最終処分場の設置場所	
② 設置者の住所	
③ 設置者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)	
④ 閲覧申請の理由又は利用目的	

注 ②の欄及び③の欄は、不明の場合は空欄のまま申請すること。

様式第 72 号(第 39 条関係)

許可証等再交付申請書

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
申請者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

許可証等の再交付を受けたいので、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第39条第1項の規定により、次のとおり申請します。

許可証等の種類		許可等の年月日 及び番号	年 月 日 第 号
申 請 の 理 由			

注 毀損し、又は汚損したときにあつては、許可証等を添付すること。

許可証等書換え交付申請書

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
申請者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

許可証等の書換え交付を受けたいので、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第39条第2項の規定により、次のとおり申請します。

許可証等の種類		許可等の年月日 及び番号	年 月 日 第 号
変 更 事 項			
変 更 内 容			
変 更 年 月 日	年 月 日		

注 書換えに係る許可証等を添付すること。